

令和3年度 免許状更新講習日程表

講習の区分	<選択必修領域講習>受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域 ・学校における危機管理上の課題																							
講習の名称	幼児期から児童期までの教育事情	講習形態	講義																					
開設者	佐賀女子短期大学	受講者数	60名																					
開設日	令和3年11月27日(土)	講習時間数	6時間																					
主な受講対象者	幼稚園教諭・小学校教諭	会場	佐賀女子短期大学 131教室(1号館3階)																					
講習のねらい	今日の教育が抱える様々な課題を危機管理という視点を踏まえて考察する。																							
講習方法	講義やディスカッションを中心に、受講者参加型の講習を行う。																							
講習到達目標	①教育の抱えている課題について理解する。 ②教育の抱えている課題を危機管理という視点を踏まえて理解する。																							
講習内容(概要)	教育の抱えている課題	いじめ、不登校、(虐待を含む)暴力など教育の抱えている課題について理解する。																						
	教育課題と危機管理	教育課題を危機管理という視点を踏まえて理解する。																						
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">講習計画・内容</th> </tr> <tr> <th>時間</th> <th>内容</th> <th>担当講師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9:00 ~ 12:00</td> <td>学校現場における危機管理 (10時30分~10時40分 10分休憩)</td> <td>脇山 英靖</td> </tr> <tr> <td>12:00 ~ 13:00</td> <td>昼休み</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13:00 ~ 16:10</td> <td>教育課題と危機管理 (14時30分~14時40分 10分休憩)</td> <td>井手 一雄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10分休憩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16:20 ~ 17:00</td> <td>筆記試験</td> <td>井手 一雄・脇山 英靖</td> </tr> </tbody> </table>			講習計画・内容			時間	内容	担当講師	9:00 ~ 12:00	学校現場における危機管理 (10時30分~10時40分 10分休憩)	脇山 英靖	12:00 ~ 13:00	昼休み		13:00 ~ 16:10	教育課題と危機管理 (14時30分~14時40分 10分休憩)	井手 一雄		10分休憩		16:20 ~ 17:00	筆記試験	井手 一雄・脇山 英靖
講習計画・内容																								
時間	内容	担当講師																						
9:00 ~ 12:00	学校現場における危機管理 (10時30分~10時40分 10分休憩)	脇山 英靖																						
12:00 ~ 13:00	昼休み																							
13:00 ~ 16:10	教育課題と危機管理 (14時30分~14時40分 10分休憩)	井手 一雄																						
	10分休憩																							
16:20 ~ 17:00	筆記試験	井手 一雄・脇山 英靖																						
成績評価の方法	筆記試験を行う。																							
成績評価の基準	到達目標達成点を100点とし、総合点で60点以上を合格とする。 A(80~100)・B(70~79)・C(60~69)・D(0~59)																							
修了認定の方法	A・B・Cを合格とし、Dは、不合格とし不認定とする。																							
教科書・教材・参考書	当日、プリント資料を配布する。																							
各自で準備するもの	筆記用具、ノート																							
受講上の注意	遅刻は原則として認めません。																							